

むつ市農業委員会
第 8 3 7 回総会議事録

むつ市農業委員会第837回総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月12日(水) 10時30分から11時00分

2. 開催場所 プラザホテルむつ プラザホール

3. 出席委員

○農業委員(15名)

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	西村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
15	蛭名修一
17	佐々木貢
18	杉山重一

○農地利用最適化推進委員(10名)

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第8地区	猪口和則
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

9. 会 議 の 概 要

	―――農業委員会憲章唱和―――
議長(坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第837回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中15名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において2番 畑中光政委員、5番 柏谷均委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田主幹を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。日程第3、議案審議を行います。</p> <p>議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>議案第28号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市大字奥内字金谷沢45番の一部ほか一筆、面積合計、13,645㎡で、大字奥内字金谷沢在住の●●●●●さん所有の農地を、農地中間管理機構を介して川守町在住の●●●●●さんが賃貸借する再設定です。</p> <p>1月28日に、新堂委員、内山推進委員、事務局の3名で現地確認調査したところ、前回の農用地利用集積計画の農地であり、転借人が継続して利用すること、農地までの道や周辺農地への影響、営農計画等について問題はないことから、承認しても良いと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地確認を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第28号について補足説明ございますか。</p>
新堂委員	特にありません。
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦勞様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第28号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>

	<p>ありませんか。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題に供します。 議案第29号について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。 申請地は、むつ市大字中野沢字小川25番ほか1筆、面積合計2,348㎡、大字中野沢字小川在住の●● ●●さん所有の農地と、 大字中野沢字大近川18番38ほか3筆、面積委合計5,424㎡、●● ●●さん所有の農地を、農地中間管理機構を介して、大字中野沢字小川在住の●● ●●さんが賃貸借する再設定です。 1月28日に、中嶋委員、立花委員、事務局の3名で現地確認調査したところ、残雪、雪解けによる悪路のため、途中までしか行くことができず、遠くから目視を行いました。 前回の農用地利用集積計画の農地であり、転借人が継続して利用すること、農地までの道や周辺農地への影響、営農計画等について問題はないことから、承認しても良いと思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたら、お願いいたします。</p>
中嶋委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>ご苦労様でございました。説明が終わりましたので、これより議案第29号について審議を行います。質疑を許します。 質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(ありませんの声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第30号、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画の目標地図素案の決定についてを議題に供します。 議案第30号について、事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>議案第30号、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画の目標地図素案の決定についてご説明致します。</p> <p>本議案は、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、人・農地プランが地域計画と称され、法定化されました。</p> <p>本計画は、地域における農業の将来の在り方等について協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を計るため、令和7年3月末までに地域計画を策定することが国から求められております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定では、「市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち地図の素案を作成し、市町村に提出を求めるものとする。」と定められており、これを受けて、農業委員会では、市から地域計画の目標地図素案の提出を求められておりました。</p> <p>また、同法同条第2項では「第1項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用状況、当該農用地を保有し、又は利用するものの農業上の利用の意向、その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、地図の素案を作成するものとする」とされており、既に作成されていた人・農地プランの結果の反映、所有者及び農業経営者へのアンケート結果、昨年12月に地域計画対象地区で行った懇談会での意向等を元に、9地区の目標地図の素案を作成しました。</p> <p>なお、脇野沢地区については、昨年度市主催の懇談会を開催しましたが、当委員会は参加しておりませんでしたので、懇談会の結果を市担当社から聴取したものとなっております。</p> <p>この9地区の目標地図素案について、総会に議案として諮り、承認後むつ市農林畜産課に提出し、この素案を元にむつ市農林畜産課が地域計画を作成することとなります。</p> <p>地域計画は令和6年度末で一度策定されますが、内容については毎年見直しを行う予定と聞いています。</p> <p>今後、地域計画のエリアには農業振興地域内の農用地区域外、白地を入れないといった変更等が考えられ、実際の地域計画図については、今回、皆様に見ていただいているものとは異なったものになる可能性があります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより議案第30号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(複数の挙手あり)</p>
議長(坂本会長)	杉山委員
杉山委員	<p>私は12月に開催された、担当する地区の懇談会に出ましたが、なかなか結論が見いだせなかったのですが、それでも地域で農業をやって</p>

	<p>いる団体さんなどの意見を聴くことができ、大変よかったです。まあ、いろいろと感ずることがあり、ほかの地区ではどういう状況であったのか、懇談会の様子を教えてください。</p>
議長(坂本会長)	<p>事務局説明ねがいます。</p>
事務局	<p>杉山委員の質問にお答えします。</p> <p>杉山委員には斗南岡・内田地区の懇談会に出させていただきました。そのほかには、関根、川内、大畑、城ヶ沢、奥内、中野沢、金谷沢の方々に集まさせていただきました。</p> <p>懇談会の内容は、まず、現在の状況、一つ一つの農地について、耕作者が誰で、どこが空き地といった確認と、白く塗られた農地を今後どうしていくかを話し合うために集まったのだという説明で終わってしまい、誰に集約していくかは結論が出ませんでした。</p> <p>ほかの地区の農業者に転貸するというのも現実的ではないので、地区の中で、10年後にやる人を決めなければならない現状があり、今後の話し合いで決めていくことを了解事項としました。</p> <p>むつ市の農政上の方針が定まっていなくても、10年後の様子を考えることが大変難しかったです。3月の総会には市が作成した地域計画を審議していただく予定で、その際はむつ市の担当者から、地域計画としてまとめた経緯を説明いただく予定です。</p>
杉山委員	<p>どの地区も同じような状況だとわかりました。先が見えないなかでまとめるというのは大変なことだけれども、むつ市の農業の長期計画について、素案とはいえ、作成をまかせられたということは、大変責任が重いことだと感じている。</p>
議長(坂本会長)	<p>私から一言よろしいでしょうか。</p> <p>委員の皆さんには暮れの忙しい中懇談会に参加していただきました。私も参加しましたが、その中で、若い農業者が積極的に発言していたことが印象に残っています。腹にたまっていたものを吐き出したような感じでありました。農業委員会は毎年パトロールをしており、現地をつぶさに見ていますから、活用できるのはここここぐらいかな、などと前もってイメージがあったかと思うのですが、若い農業者から、むつ市の農業政策に対して、うんぬんかんぬんの意見があったことは、大事にしなければならない。</p> <p>実現の可否はともかく、意見を出し合う場があり、意見が出たことを受け止め、その意見は尊重されなければいけないと感じました。そうやって若い農業者を尊重していくことで、農業が活気づいてくれば大変良いことだと思います。若い人には、われわれと違った考えがあると思います。彼らなりの道筋を描いてもらえるような、将来のビジョンを描ける状況にするのが、我々の役目だと感じました。</p>
立花事務局長	<p>杉山委員の質問へ補足します。地図の白塗りの土地についてです。国の方針では、その白いところに、担い手を当てはめなさい、という</p>

	<p>ことなのですが、農業者が減少してる現状で、現在担い手である方々であっても経営を拡大したいという方はあまり居ない様子で、大変厳しいです。</p> <p>今回の素案には、白い土地が目立ちますが、毎年少しずつ見直し、農業に向けた土地をきちんと残し、集約できるところは集約して、新規就農に繋げて行ければと考えます。懇談会では、いろいろ意見を聴くことができ大変有意義であったと思います。</p>
議長(坂本会長)	<p>杉山委員、よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。</p> <p>(挙手あり)</p> <p>立花委員</p>
立花委員	<p>地図にたくさんの色の色分けがあるのですが、色分けの意味を教えてください。</p>
事務局	<p>色はその地区の認定農業者と経営体ごとの色です。</p> <p>その地区に、認定農業者や経営体が多ければ、色も多いです。</p> <p>地域計画では、認定農業者と経営体に農地を集約していくことになりますので、今、誰がどこを耕作しているか、色分けで示しています。</p> <p>売っても良い、貸しても良い、という方の土地や、10年後、誰に集約するか決まっていない土地が白い土地です。</p> <p>脇野沢については、今後の集約先が決まっている所は集約先の経営体の色で示しています。</p>
議長(坂本会長)	<p>立花委員、よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>(ありませんの声あり)</p> <p>それでは、質疑が終わりましたので、本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で議案審議について終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項、報告第30号、31号について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第30号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。</p>

照会農地は、むつ市金谷一丁目310番4、登記地目「田」、農地台帳地目「宅地」、面積147㎡（誤り。後段で訂正）、農業振興地域外、農用地区域外の土地で、●● ●●さんの所有で、新町在住の●● ●●さんからの申請による照会です。

1月23日、齊藤委員、杉山委員、蛭名推進委員、事務局の4名で現地確認をした結果、国道338号に接し、住宅に囲まれた農地で、相当以前から冬期間以外、駐車場として利用されており、当委員会での転用された事実、他法令の許認可も不明であります。

このことから、人為的に無断転用された土地で、その転用行為から概ね20年以上が経過し、農地への復元が著しく困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められ、非農地証明基準（5）に該当し、「非農地」と回答しております。

なお、先ほど、面積を147㎡と説明しましたが誤りで、278㎡です。訂正します。説明は以上です。

次に、報告第31号、農地所有適格法人報告書について、ご説明いたします。農地法第6条第1項に基づき、毎年、各農地所有適格法人から提出された定期報告書、及び決算資料、役員名簿等を確認したところ、事業要件、議決要件、役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていることを確認しましたので、報告いたします。各法人の要件確認項目は資料のとおりです。

なお、今回から株式会社寅福の要件確認書を追加しています。最終頁です。農産物の生産は子会社の寅福プラントさんですが、農地を所有しているのは親会社、北海道の株式会社寅福なので、農地法第6条第1項の報告義務があるのは、親会社の株式会社寅福となりますので申し添えます。以上で報告を終わります。

議長(坂本会長)

以上で、本日の議案審議、報告事項は全て終了しました。
これもちまして、むつ市農業委員会第837回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 畑 中 光 政

会議録署名委員 柏 谷 均